

手話は言語

コミュニケーションが つなぐ人と人 手話をより身近に

手話への理解と普及、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進を目的とした「手話言語及び障害者コミュニケーション条例」が制定されて1年半を迎えようとしています。

障害のある人もない人も、互いにコミュニケーションをとって理解しあい、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、市で行っているさまざまな取り組みをご紹介します。

市の取り組み

■ 手話通訳者派遣事業

医療機関受診、行政手続き、学校行事など社会生活に関する場面で、通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣しています。

■ 手話奉仕員養成講座

耳の聞こえない方の生活を知るとともに、日常会話に必要な手話表現などの技術を学ぶ講座です。

※写真① 講座の様子

■ 要約筆記者養成講座

発言者の話を要約して文章にし、聴覚障害者に伝える役割を担う要約筆記者を養成する講座です。

※写真② 講習会の様子（リモート開催）

■ 手話通訳事業

議会前の定例記者会見（年4回）で、市長の会見動画に合わせ、手話通訳を行い、ユーチューブで配信しています。

※写真③ 手話・字幕付き動画



■ 手話通訳者の窓口配置

条例制定を受け、市の窓口到手話通訳者を配置し手話通訳サービスを提供します。

※現在、手話通訳者を募集しています。詳しい内容は、社会福祉課へお問い合わせください。

■ 手話教室の開催

学校などへ出向いて、耳が聞こえない、聞こえづらい方の体験談、コミュニケーションを取るための手話を学ぶなど、障害を持つ方への理解を深める教室を開催しています。

6月28日、船引南小学校の総合的な学習の時間で手話教室を開催しました。生徒は、聞こえない人の体験談を聞いたり、手話であいさつや自己紹介、校歌を表現したりしました。

■ 防災無線（文字放送）

防災無線の内容を文字放送でお届けしています。※写真⑧



音が聞こえない というひと

聴覚障害は、見た目では判断できない障害です。私たちは、日常生活の中で、耳（音）に頼っている場面が多くあります。耳が聞こえないことが分からないため、何か困ったことがあってもなかなか気付いてもらえない障害です。

緊急時や災害発生時など、緊急を要する場面では特に情報が得られずに困ることがあります。

手話は言語、コミュニケーションのひらき

手話ができなくても、コミュニケーションの方法には、筆談、身振り手振り、指文字、空文字などのほか、表情でも、相手に自分の気持ちを伝えることができます。

いろいろな手段を使って、お互いを知ること、知ろうとする気持ちが必要です。まずは、あいさつからはじめませんか？

● 問い合わせ

保健福祉部 社会福祉課
☎ 81・2273

《かんたん手話講座「手話であいさつしてみよう」》

おはよう こんにちは こんにちは



田村市聴覚障害者会
会長 渡邊喜好さん

聴覚障害者会では、新型コロナウイルス感染症が収束したら、手話言語条例及び障害者コミュニケーション条例を皆さんに知ってもらえるよう、他の障害者団体や関係団体と協力し、手作り作品などの展示やミニ手話教室など「障害者まつり」のようなイベントを開き、市民の皆さんと交流し、理解を広めていきたいと考えています。

そして、手話が身近なものとなり、市役所や銀行、郵便局、病院、会社、学校などでも簡単な内容なら手話でやり取りできるようになれば良いなと思っています。

また、先日、田村市役所公式ユーチューブに手話通訳が付いた田村市長共同記者会見がアップされたのを見て、とても分かりやすく嬉しく感じました。今後は、緊急時の会見にも手話通訳が付くことを願っています。

この条例により、手話が言語であることの理解が広がり、障害の区別なく、障害のある人も、ない人も安心して暮らすことのできる地域社会、共生社会が実現されることを期待しています。

市公式 YouTube (ユーチューブ)

市の公式動画チャンネルです。さまざまな情報や魅力を動画で発信しています！

